

令和8年度 指名停止事業者一覧

番号	商号又は名称	住 所	指名停止期間	要 綱 適用条項	指名停止理由
1	株式会社大林組 名古屋支店	名古屋市東区東桜一丁目10番19号	自:令和8年 4月 2日 至:令和8年 6月 1日	第3第1項及び別表第2第6号(1)イ	<p>該当事業者が代表構成員を務める共同企業体が施工する「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において発生した労働災害について、該当事業者の使用人が労働基準監督署に対し、事実と異なる説明をしたことにより、該当事業者及び該当事業者の使用人が令和8年3月17日に鯉沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、鯉沢簡易裁判所より令和8年3月24日に罰金刑とする略式命令を受けたことによる。</p>